２０２４年７月１５日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第75号）
(しもつけ)

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com



令和6年第2回定例会(5月30日～6月14日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○報告（5件）
・R5 年度一般会計継続費繰越計算書　・R5 年度一般会計繰越明許費繰越計算書　・R5 年度石橋駅周辺区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書　・R5 年度仁良川地区区画整理事業繰越明許費繰越計算書　・下水道事業会計予算繰越計算書

○議案（農業委員会委員の任命、16件）
・自薦、他薦により立候補した 19 名の中から市長が任命した 16 名を議決により承認（青柳昌幸・上野高明・宇賀持 昇・宇賀地恵子・大越歌子・川田政道・倉井惠一・黒川秀一・坂本覚治・清水義之・須藤勇樹・諏訪光義・田村賢一・野口 清・野澤 勇・藤沼昭夫の各氏）

○議案（専決処分の承認、税条例の一部改正3件）
・市税条例　・都市計画税条例　・国保税条例

○R6年度会計補正予算（2件）
・一般会計（第１号）　・国保会計（第１号）

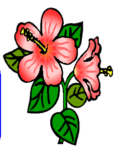
○条例改正（2件）
・職員の特殊勤務手当条例　・市営住宅管理条例

○追加議案（3件）
・一般会計補正予算（第 2 号）　・学校施設整備基金条例　・財産の処分（旧薬師寺小建物・敷地を有償譲渡）

○陳情（1件）
・現行の保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書
⟹ 不採択（総務常任委員会（不採択）、本会議（不採択多数））

■一般質問：12議員が質しました。

令和６年第３回定例会の会期は
９月２日（月）～２６日（木）の予定です。



例年より遅い梅雨入り、暑かったり、涼しかったり気温の変化に身体が戸惑っています。
皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

宮城県女川原発2号基は東日本大震災で被災し停止していたが、9月頃再稼働するという。女川原発はあの3.11大地震の震源地により近いと聞いているのに！被災した構築物の耐震工事も難航しているらしい。

本年 6 月 19 日、改正地方自治法が成立した。大規模災害時や感染症大流行などが発生したとき、国が自治体へ指示ができるという内容。異常事態だからしょうがないと思うかも知れない。　だが、近年地方分権を進めてきたのに、逆行するものではないか？自治体議会として真摯に研究すべ

《市議会会派下野市民派クラブ主催》

市民派カフェ

～議会報告＆意見交換会～



とき：Ｒ６年７月２８日（日）
午後１時３０分～４時００分
ところ：グリーンタウンｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 会議室

ゲストスピーカー：下野市長　坂村哲也さん
報告者：坂倉 司　・鈴木一司・石川 浩・
加藤好雄・村尾光子の５議員
どなたでもお気軽におでかけください！

■議長に大島昌弘議員、副議長に貝木幸男議員が就任

常任委員会の任期は２年、今回は改編期に当たる。それに合わせて、慣例だが正副議長、一部事務組合議員が辞職し、議会全体の人事となった。

◆正副議長選挙：公職選挙法に準拠して選挙で選ぶ

全員が一致すれば指名推選も可能だろうが、投票で。

暫時休憩後、議場にて立候補意志のある議員の所信表明を行った後、再開して投票を行った。

結果は表題の通り。

> **村尾は、会派メンバーからの勧めもあり副議長選挙に立候補した。しかし、惨敗。**
>
> **結果については、決断が遅かった、他会派代表はじめ市民派クラブ以外の議員に協力を求めるのが遅かったと分析。そして、主流派(実は協力体制をとっている2会派)の役職への独占執着は凄い、と改めて感じた。**
>
> **所信表明では「経験で得た知見、女性でも実績を評価して」と訴えたが、評価されることはなかった。**
>
> **市民派クラブのメンバーに今後の道を開きたかったのだが、力を尽くせず申し訳なかった。**

◆常任委員会編成：議長が指名

任期は２年と決まっている。予め各議員から所属希望を聴取。それを元に、新議長が調整し指名する。

（◎委員長、○副委員長）（敬称略）

総務常任委員会：◎小谷野晴夫　○金子康法 坂倉 司　山下みゆき　貝木幸男　石田陽一
経済建設常任委員会：◎伊藤陽一　○松山 裕 加藤好雄　五戸豊弘　石川信夫　大島昌弘
教育福祉常任委員会：◎相澤康男　○西本由利子 鈴木一司　石川 浩　秋山幸男　村尾光子

◆議会運営委員会：議長指名

会派を代表する３議員と各常任委員会推薦の３議員で構成、本会議で議長が指名。

議会運営委員会：◎秋山幸男　○小谷野晴夫 伊藤陽一　相澤康男　石田陽一　村尾光子 ※正副議長はオブザーバーとして出席

◆議会だより編集委員会：各常任委員会から２名推薦、本会議で議長が指名

議会だより編集委員会：◎伊藤陽一　○鈴木一司 坂倉 司　西本由利子　松山 裕　金子康法

◆一部事務組合議員：選挙、各常任委員会から１名推薦し、本会議で議長が指名推選。（本来は議員の任期）

小山広域保健衛生組合議員（3 名） 伊藤陽一　小谷野晴夫　秋山幸男
石橋地区消防組合議員（3 名＋正副議長） 西本由利子　松山 裕　石田陽一 大島昌弘　貝木幸男

＊選

> **R5年度の自治基本条例検討委員会では社会情勢の変化に則して逐条解説も修正した。条例第8条第2項は削除したが、逐条解説では「『人の生命、身体又は財産**

■市税条例等の改正　（専決処分議案）

地方税法等改正がR6年３月30日に交付、４月１日に施行されたため、専決処分とした。

1　市税条例の一部改正

(1)個人市民税　（施行：R6年４月１日）

①特別税額控除（定額減税）の新設

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割納税義務者を対象とし、定額の特別控除を実施する。

ア　R6年度分に限り、所得割の額から１万円（扶養親族を有する場合は１万円／人を加算）を控除する。

イ　R7年度分に限り、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する者の所得割から１万円を控除する。

> **《定額減税》**
> １人４万円×（本人＋扶養親族）
> （内訳）R6年度分所得税から　　３万円
> **R6年度分個人住民税から　１万円**
> 計　４万円
> **今回の市税条例改正で規定**：低所得者支援は p4 参照

②職権による減免を可能とする規定の追加

市民税の減免については申請によることを前提とするが、能登半島地震を踏まえ、減免事由に該当することが明らかな場合で、かつ、減免する必要があると認める場合に職権による減免を可能とする。

(2)固定資産税：詳細は略　（施行 R6年４月１日）

①新築の認定長期優良住宅にかかる減額措置の適用規定の新設

②土地にかかる特例措置の継続（R8年度まで延長）

③課税標準の特例措置の新設

④職権による減免を可能とする規定の追加

(3)特別土地保有税　（施行：R6年４月１日）

①課税の特例措置の継続（R8年度まで延長）

②職権による減免を可能とする規定の追加

2　都市計画税条例の一部改正（施行 R6年４月１日）

(1)課税標準の特例措置の新設

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出（滞在快適性向上施設）のための課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を「２分の１」とする。

(2)土地に係る特例措置の継続（R8年度まで延長）

3　国民健康保険税条例一部改正（施行 R6年４月１日）

軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額（所得判定基準額）を見直した。

軽減判定所得（世帯主及び国保加入者の合計所得）

7割軽減	改正なし
5割軽減	29万円　→　**改正後 29.5万円**
2割軽減	53.5万円　→　**改正後 54.5万円**

(例)5割軽減の場合　軽減判定所得＝基礎額(43万円)＋(29.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等数－１)

■市営住宅管理条例改正

改正内容は、法改正に伴い下記の青字部分を追加した。

市条例(入居者の資格)　　　　　　（施行:公布の日）
第5条2:「老人等」についての規定(1)～(8)
(8)配偶者暴力防止等法第10条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者
ア 配偶者暴力防止等法に基づく一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項**又は第10条の2**の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律》改正法概要 —内閣府資料から抜粋—
施行：R6年4月1日(一部を除く)

1．保護命令制度の拡充･厳罰化

①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの［身体に対する暴力を受けた者、「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者］に加えて、**「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加**

◆接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命･身体･自由等に対する脅迫により**心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき**」に拡大(**拡大部分青文字**)

②接近禁止命令期間を6か月間 → **1年間**に

他に③電話等禁止命令の対象行為、④被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令要件、⑤退去等命令期間、⑥保護命令違反の厳罰化

2．基本方針･都道府県基本計画の記載事項拡充

(1)被害者自立支援のための施策、(2)国･地方公共団体･民間団体の連携協力を必要記載事項に。

3．協議会の法定化

市営住宅は国分寺地区に4戸分ある。現在の入居は2世帯、老朽化のため新たな入居は困難とも聞いていたが、改修したのか?
今回は、入居可能対象者を拡大したことになるが、災害等も含め緊急時の対応は可能なのか?
新築するのか、空き室が目立つ県営住宅や民間アパートとの協定はできないものか等、市営住宅についての今後の展望を確認したかったのだが･･･。

■旧薬師寺小学校の建物･用地を有償譲渡（追加議案）

処分の相手方	宗教法人龍興寺
処分予定価格	52,708,000円
①土地 16,596 m² ②建物 5,604.92 m²	

◆校舎等整備補助金の一部国庫へ納付(返還)
→ 教育施設整備基金創設して積立て
◆学童保育室、給食室の補助金返還、市債繰上償還

■ R6年度一般会計補正予算(第1号、第2号)

◆補正予算(第1号)補正額5億3651万円

国策である住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業に関する費用、社会資本整備臨時交付金の内示額が示されたことによる歳入歳出額を計上した。

【歳入】　　　　（1万円未満切り捨て）

〇国庫支出金　　2億7561万円

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　2億3521
　新たな住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業 4563、定額減税を補足する臨時特別給付金支給事業　1億8958
・社会資本整備総合交付金　4040

〇繰入金　　2億0400万円

財政調整基金 1億7700、地域振興基金 800、公共施設等整備基金 1900

〇コミュニティ助成事業助成金　　2290万円
〇市債(公共事業等債)　　3400万円

【主な歳出】

〇自治振興事業　　3055万円

通古山自治会公民館建設費補助 2000、薬師寺1丁目自治会公民館建設費補助 1055

〇新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業　　7874万円

R6に新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、給付金を支給。　給付額：1世帯当たり10万円、18歳以下の子どもがいる場合は子ども1人当たり5万円を加算。
対象世帯:700世帯、子ども数150人と推計
（＊財源：国4563、市3311）

〇定額減税を補足する臨時特別給付金支給事業　　3億2810万円

定額減税しきれないと見込まれる対象者に対し、定額減税を補足する給付金(調整給付)を支給。
（＊財源：国 1億8958万、市 1億3852万）

＊財源：最終的には全額「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当するが、補正予算の時点では交付金は事業費100%の配分とはならなかった。

〇土木費(道路橋梁新設改良費)　　9300万円

市道1－3号線 2500、2－1号線 3300、市道8370号線 3500

◆補正予算(第2号)　補正額3708千円　（追加議案）

予算総額は280億9022万円に

今回の補正予算は旧薬師寺小跡の有償譲渡のため。

【歳入】　　　　（1万円未満切捨）

〇不動産売払収入　　5270万円

旧薬師寺小建物･用地を有償譲渡

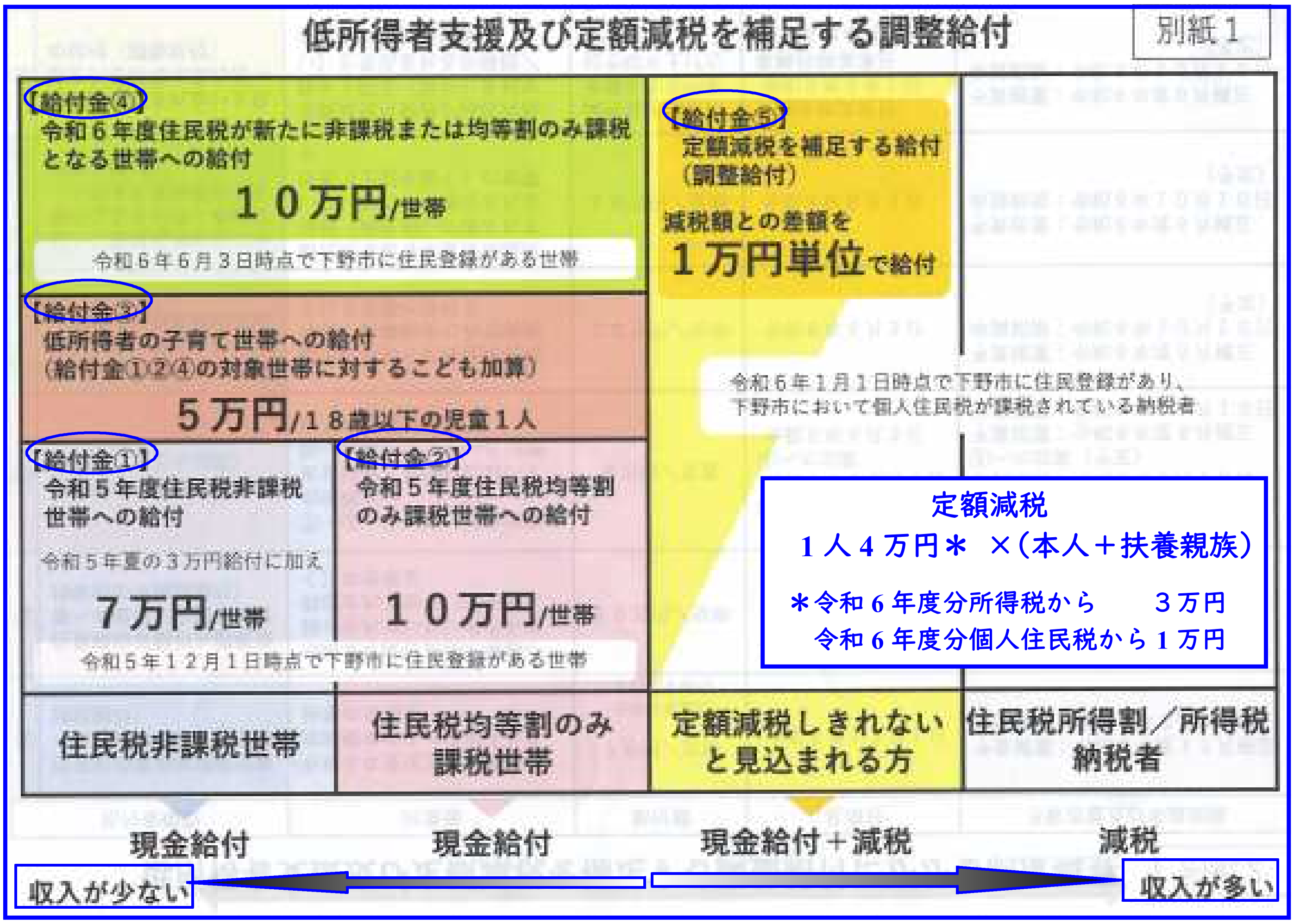
〇財政調整基金繰入金　　△4900万円

【歳出】

〇旧薬師寺小学童保育室補助金返還　　340万円
〇市債繰上償還(旧薬師寺小給食室)　　62万円

《低所得者支援及び定額減税を補足する調整給付》

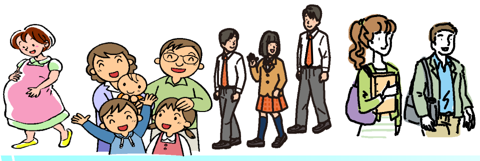
— 2024.5.23 議員全員協議会資料から —



低所得者支援及び定額減税を補足する調整給付にかかる制度概要

別紙２

	給付金類型	対象者	給付額	基準日	予算措置及び申請期限
①	住民税均等割非課税世帯への給付（令和５年度非課税給付）	令和５年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	７万円／世帯 令和５年夏に３万円を給付	令和５年１２月１日	予算措置：令和５年度１２月補正 申請期限：令和６年３月２９日
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付（令和５年度均等割のみ課税給付）	令和５年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（①を除く）の世帯主	１０万円／世帯	令和５年１２月１日	予算措置：令和６年度当初 申請期限：令和６年６月１０日
③	低所得者の子育て世帯への給付（こども加算）	①・②・④の給付対象世帯の世帯主 ※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象	５万円／児童	①・②への加算 令和５年１２月１日 ④への加算 令和６年６月３日	①・②への加算 予算措置：令和６年度当初 申請期限：令和６年６月１０日 ④への加算（予定） 予算措置：令和６年度６月補正 申請期限：令和６年１０月１０日
④	新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付（令和６年度非課税化給付）	新たに令和６年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	１０万円／世帯	令和６年６月３日	予算措置：令和６年度６月補正 申請期限：令和６年１０月１０日（予定）
④	新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付（令和６年度均等割のみ課税化給付）	新たに令和６年度住民税所得割（減税前）が課されていない者のみで構成される世帯（上記を除く）の世帯主	１０万円／世帯	令和６年６月３日	予算措置：令和６年度６月補正 申請期限：令和６年１０月１０日（予定）
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）	定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税／住民税の納税義務者	減税見込額との差額を１万円単位で切り上げた額	実施主体決定日 令和６年１月１日 事務処理基準日 令和６年６月３日	予算措置：令和６年度６月補正 申請期限：令和６年１０月１０日（予定）



村尾光子の

一般質問

質問や質疑は制度を理解しなければ、深まった議論はできない。一度学んでもすぐ忘却、徒な時間を過ごした。肝心な事を聞くのも忘れた!!



子どもの意見表明権を保障するため、どのような施策を講じているか

日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神に則り、R5年4月にこども基本法が施行された。また、昨年12月には政府に於いて「こども大綱」が閣議決定された。

もとより、下野市はH26年4月に施行された下野市自治基本条例では、その第11条に「子どもの参画」について、「子どものまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重する」と規定している。

これらを踏まえて、現状と取組姿勢について質した。

(1)市施策の事務事業を遂行する上で、子ども・若者の意見の反映はどのようになされているのか。
各部署により、取り組み方に温度差があるようだ。「子どもの参画」方法についてのマニュアルが必要と考える。見解はどうか。

【坂村市長】本市では、H26年4月に下野市における自治の最高規範として、下野市自治基本条例を制定した。この条例は、地方自治の本旨に基づくまちづくりの実践を目的としている。①市民が主役のまちづくり、②協働によるまちづくりを基本理念とし、人権尊重、情報共有、市民参画を3つの基本原則としている。

その中でも、特色であり大事にしているポイントの1つが第11条の子どもの参画である。未来を担う子どもたちを地域の宝として大切にするという、下野市の強い思いと姿勢を示している。これまで、保護すべきものとされてきた子どもの立場を権利の主体として捉え、参加から一歩踏み込み子どもの参画を理念として規定している。

そのため、自治基本条例中学生向け概要版を市内中学校、義務教育学校の生徒に配布し、将来を担う子ども達がまちづくりについて関心を持ち、参画する機会につながるよう努めている。

《本市の子どもの参画についての具体的取組》

〇庁舎建設に際してのワークショップに中学生が参加
〇自治基本条例の検討、総合計画案を作成する際のワークショップに中学生・高校生・大学生の参画
〇中学生議会を開催し政策提言の機会を設けている。
〇男女共同参画情報誌「シェアリング」編集委員に大学生、大学院生が参画

今後も、各部署での計画策定や施策を実施する際には、積極的に参画していただく機会をつくるよう取り組む。

★　★　★

こども家庭庁は、これまで大人中心になっていた社会をこどもまんなか社会へと変えていくため、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけではなく、共に社会をつくるパートナーとして、その意見を聞き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう推進していくとしている。

《こども基本法の概要》―こども家庭庁資料―

（R4年6月成立、R5年4月施行）

この法律は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

目的：日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すること。

基本理念

①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
④すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとってもっともよいことが優先して考えられること
⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること

責務等

〇国・地方公共団体の責務　〇事業主・国民の努力

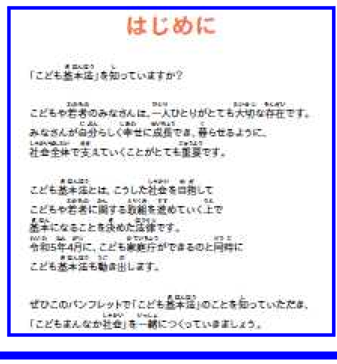
基本的施策

〇施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
〇支援の総合的・一体的提供の体制整備
〇関係者相互の有機的な連携の確保
〇この法律・児童の権利に関する条約の周知
〇こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

＊こども大綱：閣議決定(R5年12月)
＊自治体こども計画策定のためのガイドライン（R6年5月通知）

こども家庭庁作成のリーフレット（やさしい版）





はじめに

「こども基本法」を知っていますか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法とは、こうした社会を目指して
こどもや若者に関する取組を進めていく上で
基本になることを決めた法律です。
令和5年4月に、こども家庭庁ができるのと同時に
こども基本法も動き出します。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、
「こどもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう。

R6 年 3 月には、これらを実践していく各府省庁、地方自治体職員向けに、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを作成し、具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体の先進事例を示し、今後の取組みの参考とするよう通知を発出した。

先ずは、このガイドラインを庁内に周知・活用することが重要と考えているので、市独自のマニュアルの作成は今のところ考えていない。

(2)国では、2024年5月中に自治体版「こども大綱」策定に向けたガイドラインを策定するとの報道があった(5/20付け下野新聞)。 本市はどう対応するのか。

【坂村市長】 こども基本法第 10 条では、市町村は、国のこども大綱を勘案して市町村こども計画を策定することに努めることとされた。

また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされている。

本市では、第 2 期子ども・子育て支援事業計画が R6 年度末で終了するので、現在、第 3 期計画策定に向けて、子育て中の保護者の方々の意見を計画に反映させるため、ニーズ調査の分析を進めている。第 3 期計画はこども計画を包含したものとして策定する。

県も同様にとちぎ子ども・子育て支援プラン第 2 期計画が今年度末で終期を迎えるので、次期計画は都道府県こども計画と一体化したものとして策定し、本年 10 月頃に案が提示される見込みとなっている。

これらの情報を十分に参酌しながら、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現に向けて、市子ども・子育て会議において調査・検討を進め、年度内の策定を目指す。

(再質問)市こども計画を包含した子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て会議で調査・検討するとのことだが、この会議のメンバーは幼稚園・保育園事業者、その利用保護者、幼児教育保育分野の関係者が多い。こども計画はもっと幅広く対象者を捉えており、当事者の意見も聞くことになっている。子ども・子育て会議の構成員を幅広く再編すべきではないか。

【荻原健康福祉部長】 たしかに、こども・子育て会議の視点の対象は低年齢層が中心となる。しかし、直ぐにメンバーについて改正するのは難しく、時間を頂いて今後考える。

だが、市が実施した保護者アンケートに加え、県が子ども・若者 5000 人を対象に実施したアンケート調査結果をこども計画に盛り込むことになり、それも参考にするので、全く若者の意見を聴かない訳ではない。

また、職員も「シモツケ大学」等で高校生や大学生との意見交換をしているので、このような方法で少しずつ意見を反映させたい。

《こども基本法》　（定義）

第 2 条　この法律において**「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。**

2　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

(1)新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

(2)子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

(3)家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

《協議会の設置・運営》

―自治体こども計画策定のためのガイドラインから抜粋―

自治体こども計画策定のために設置される協議会では、様々な分野の有識者等の意見を取り入れることや、こども・若者、子育て当事者等の意見を踏まえ実効性のある計画策定のための議論を進めることが期待される。

■協議会の構成員例

協議会では、構成員が自治体こども計画の必要性や地域の課題認識を共有化し、その解決のための施策を議論し、施策の実施に関わっていくことが求められる。そのためには、議論への積極的な参加が可能な、十分な資質を持つ人材の参画が重要となる。**特定の分野だけではなく、教育、福祉、保険、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野との連携など、地域の課題に対応した構成員を想定する。**

こども大綱に示されているように、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者」を包括的に支援するための施策を検討する会議では、あらゆる分野での視点が不可欠と思う。市子ども・子育て会議は、ほんの一部分しか担っていない。どうやって補完するのか?

それにしても、余りにも短兵急な進め方だこと!

(3)「こどもは地域の宝」とする自治基本条例の精神を一段と明確にするため、そして、あらゆる施策にこどもの意見を反映するため、「下野市こどもの権利条例」(仮称)を制定してはどうか。市長の見解を伺う。

【坂村市長】 本市では、人権に関する行政の総合的な推進を図るため、R5 年 3 月に第 4 期市人権教育・啓発推進行動計画を策定し、子どもに関する項目を設け、時代に即した実効性ある人権施策を積極的に推進している。

また、次期子ども・子育て支援事業計画にも、子ども達が持つ基本的な柱である、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について明記し、一人一人の

権利が守られるようにするための施策の充実に努める。
その上で、条例制定の必要性については、今後、子ども・子育て会議で意見を伺うなど調査研究を重ねるとともに、他自治体の状況等も踏まえて判断したい。

全ての行政分野を見ると必ずしもこども・若者の意見を聞いているとは限らない。近年、JR駅周辺のまちづくりについて周辺住民の地区懇談会が開かれているが、将来を担う子どもや若者の参加は殆ど無いようだ。将来のまちづくりへの意見を述べる場なのに。
こどもの権利条例は、子ども・若者の意見を聞くための切り札になり得るに違いない。
恥ずかしながら、本会議では、市長答弁は「策定しない」と言っていると誤解してしまった。本会議後、市長はわざわざ「策定しないとは言っていません、調査研究を重ね、他自治体の状況等も踏まえて判断すると言いました。」と伝えに来ました。そうか、誤解したとは、失礼してしまった!!その旨伝えに来た市長の姿勢にも感謝!
神奈川県川崎市は2001年、日本で最初に「子どもの権利に関する条例」が施行された。子どもの意見も聞きながら条例案がまとめられたと聞く。条例に盛り込まれた「子どもの居場所」を具現化するため、2003年に「川崎市子ども夢パーク」もつくられた。公設民営で、今も機能を充実させながら運営されている。
このような実効性ある取組を参考にしたい。

高齢者の孤独死・孤立死の防止策はどのようになされているか



「65歳以上「孤独死」年6.8万人」(5月14日、朝日新聞記事)を読んだ。下野市ではどのような状況なのか、とても気になった。「誰にも看取られることなく」とは、日常生活で他者、つまり近隣や社会的なつながりがないことを意味しているのではないか？現状を確認し、市は今後どうしようとしているのか知りたかった。周囲とのつながりが持てない人が課題では？

(1)本市の高齢者の孤独死・孤立死の実態はどのようか。過去5年間の推移を伺う。

【坂村市長】 本市の高齢者人口推計(高齢化率)は
R7年 16,398人(27.6％)、R22年 18,863人(34.9%)
の見込み、また、R2年国勢調査から、高齢独居世帯は10年間で1.8倍に増加し、全世帯の7.4％を占めている。

国：「経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太方針2021)」に基づき、内閣府でR3年度に「孤独・孤立対策の重点計画」策定、R4年度に改定。
「孤独・孤立対策推進法」施行(R6年4月1日)
支援を行う人材には、家族や友人など当事者の周りや身辺にいる人も含まれており、国や自治体のみならず社会全体で関わることとしている。

市内で孤独死・孤立死があった場合でも、警察から市↗

《孤独・孤立対策推進法の施行について》(通知)
(内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室長 R6.2.2 発出)
p3 ：一般に、「孤独」は主観的な概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
本法では、**「孤独及び孤立の状態」を「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」**と定義した上で、「孤独・孤立の状態にある者への支援」にとどまらず、「孤独・孤立の状態となることの予防」も含めて「孤独・孤立対策」と位置づけており、およそあらゆる人を対象に必要な対策を講じる。

→への通告ルールがないことから、これまでの集計や実態把握は行っていない。
5月14日に警察庁が初めて調査を行った高齢者孤独死の推計が発表されたが、市町村別の内訳や推計の根拠については公表されてないので、現状では警察庁と同様の集計等は難しい。

(2)こうした事態を回避するために、どのような方策がとられているか。中心になって対処するのは誰か。
また、充分ではないと思われる施策は何か。

【坂村市長】 内閣府が策定した「孤立・孤独対策重点計画」では、孤立・孤独双方への社会全体での対応、人と人とのつながりを実感できるための施策の推進を基本理念に掲げ、孤立・孤独に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指すとしている。

市が実施している事業は、高齢者見守りネットワーク事業、配食サービス事業、安否確認・緊急通報システム貸与事業、声かけふれあい収集事業。
これまで市が中心となり社会福祉協議会や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、民生委員とともに取り組んで来たが、孤立・孤独対策推進法により社会全体で関わることから、地域住民も含めた連携を進めていく。

一人暮らし高齢者が地域活動に参加したり、福祉サービスを利用し、民生委員が定期的に訪問しているなら、その頻度も課題だが、地域社会との何らかのつながりがあるということ。
誰とも関わらず、どのネットワークにも参加しない人と、どのように関係を持つのか？
隣近所が鍵だと思うが、方策が難しい。
質問ではこの部分を聴きたかった。



(3)成年後見人制度の周知･普及が重要と考える。本腰を入れて取り組まれたい。

【坂村市長】H21 年に下野市成年後見人制度利用支援事業実施要綱を制定、R3 年度には第 3 期市地域福祉計画に内包した形で、成年後見人制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進に取り組んで来た。

R5 年 3 月には下野市成年後見サポートセンターを開設し、5 年度には 175 件の相談を受けた。その他、セミナーや講話、巡回相談会を実施している。

R6 年 5 月 10 日現在、宇都宮家庭裁判所が把握している下野市に住所がある方の後見等利用件数は、後見 35 件、保佐 5 件、補助 5 件の計 45 件。

計画策定時のアンケート結果では、制度内容が十分に知られていないことが窺えた。今まさに制度を利用する世代に限らず、市民の誰もが当たり前にこの制度を知っているよう、幅広い世代への周知に努める。

成年後見人制度：認知症や知的障害者精神障害などにより判断能力が低下している方の財産管理や、医療や福祉サービスなどの手続を行う身上保護を行う成年後見人等を選び、本人を法的にサポートする仕組み。　　　—市長答弁—

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/26 ～ 4/19　村尾市議会報告 No74 編集･印刷作業

【4月】

3　**議会だより編集委員会**
4　故市川房枝先生墓参（小田原･富士霊園）
6　GT 祇園 5 丁目自治会総会
9　**南河内第二中学校入学式参列**
10　**祇園小学校入学式参列**
16　**議会だより編集委員会**
17　**議会活性化特別委員会正副委員長打合せ／学習会「これからのまちづくりについて」**江連隆信副市長／会派下野市民派クラブ連絡会
19　**議会だより編集委員会(正副委員長)**
21　子どもケミネット年次総会･研究報告（Zoom）
22 ～ 23　**市町村アカデミー議員セミナー**「地方創生へのパッションと実践」横尾隆義氏／「議会デジタル化の必要性」河村和徳氏／「異常気象がもたらす影響と脱炭素社会の実現に向けて」晴山紋音氏／「過去に学ぶ災害対応と自治体防災」有浦 隆氏（千葉市）
23　PARC 緊急ウェビナー「AUKUS（オーカス）で日本は武器輸出大国に？」田中 滋氏（Zoom）

AUstralia（豪）、United Kingdom（英）、United States（米）の頭文字、2021 年 9 月に締結された軍事同盟。

26　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
27　水道水を考える市民ネットワーク
28　同上（水通信 No10 差し込み作業）

【5月、6月】

10 ～ 11　全国自治体議員行財政自主研究会行政視察「市役所機能（市長講話）･図書館･高齢者福祉施設･発達支援センター」（滋賀県守山市）
13　第 1 回市川房枝メモリアル･セミナー「市川房枝と女性差別撤廃条約」山下泰子氏（Zoom）
14　**総務常任委員会**
15　成年後見人制度利用促進協議会傍聴
19　会派下野市民派クラブ主催「市民派カフェ（議会報告と意見交換会）」
21　**議会活性化特別委員会正副委員長打合せ**
22　**南河内第二中学校体育祭参観**
23　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**／総合政策部･健康福祉部からのヒアリング（一般質問について）
25　下野つばさの会総会･学習会「『福祉まるごと相談窓口』ってなあに？」社会福祉課職員
26　ごみゼロキャンペーン清掃活動(GT 祇園 5 丁目自治会）／下野九条の会総会･講演会「小金井空襲について」星野平吉氏･簗 昌子氏
30 ～ 6/14　**市議会第2回定例会**
　30 、31 、6/3 、4 、14　**本会議**
　6/3　**村尾一般質問**
　4　**総括質疑･委員会付託**
　5　**教育福祉常任委員会**
　6　経済建設常任委員会傍聴
　7　総務常任委員会傍聴／会派下野市民派クラブ連絡会
　12　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
8　さよなら原発栃木の会総会／記念講演「なぜ日本は原発を止められないのか？」青木美希氏（宇都宮市）
16　**下野市ティーボール大会開会式**（国分寺運動公園）
20　地域公共交通会議傍聴
21　CCNE（原子力市民委員会）連続講座「再稼働？だめだっちゃ！東北の被災地で被災原発を再稼働！」多々良哲氏（Zoom）
22　水道水問題を考える市民ネット運営委員会



6/15 ～ 17　議会だより No73 原稿執筆
6/19 ～ 7/7　村尾議会報告 No75 編集･印刷作業

～あれこれ～■自主研修で滋賀県守山市へ。人口85,712人、面積55Km^{2}の琵琶湖ほとりのコンパクトな市。2023年2月に就任した1979年生まれの森中高史市長は元総務省職員で守山市役所、滋賀県庁に出向経験があり、守山市への移住者でもある。■昨年10月に開庁した市庁舎、5年前に新築完成した市立図書館本館はいずれも隈研吾建築都市設計事務所が設計した。■市庁舎も素晴らしいが、図書館は凄い、実は複合施設。多目的室･スタジオ･ギャラリー等は有料で貸出をしている。また玄関を



←入った所の**多目的ホール**にはカフェがあり、市民団体の発表･展示スペースも有る。カフェでは地元産のトマトや苺を販売していた。図書館の概念がすっかり覆された。(7/4記)

